

保育標準時間認定証明書 (同一世帯又は同居の祖父母についての証明)

() こども園／保育園 児童氏名：()

祖父の児童の送迎ができない理由 祖父氏名：()

① 1ヶ月()日、午前()時()分～午後()時()分まで下記事業所で就労している。

⇒通勤時間：片道()分※事業所からこども園・保育園までの時間

② 1ヶ月()日、午前()時()分～午後()時()分まで農業等で就労している。

③ その他の理由

上記理由で、保育短時間では児童の送迎ができないこと証明願います。

祖母の児童の送迎ができない理由 祖母氏名：()

① 1ヶ月()日、午前()時()分～午後()時()分まで下記事業所で就労している。

⇒通勤時間：片道()分※事業所からこども園・保育園までの時間

② 1ヶ月()日、午前()時()分～午後()時()分まで農業等で就労している。

③ その他の理由

上記理由で、保育短時間では児童の送迎ができないこと証明願います。

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

民生児童委員

(祖父事業所)

証明日 令和 年 月 日

(祖母事業所)

証明日 令和 年 月 日

事業所名

所在地

連絡先

事業所名

所在地

連絡先

この証明は、①の場合は事業所、②、③の場合は民生児童委員へ証明をお願いして下さい。

保育標準時間認定証明書（同一世帯又は同居の祖父母についての証明）

(〇〇〇) こども園／保育園 児童氏名：(満濃 小太郎)祖父の児童の送迎ができない理由 祖父氏名：(満濃 次郎)① 1ヶ月(20)日、午前(8)時(0)分～午後(5)時(0)分まで下記事業所で就労している。⇒通勤時間：片道(30)分※事業所からこども園・保育園までの時間

② 1ヶ月()日、午前()時()分～午後()時()分まで農業等で就労している。

③ その他の理由

上記理由で、保育短時間では児童の送迎ができないこと証明願います。

祖母の児童の送迎ができない理由 祖母氏名：(満濃 マチ)

① 1ヶ月()日、午前()時()分～午後()時()分まで下記事業所で就労している。

⇒通勤時間：片道()分※事業所からこども園・保育園までの時間

② 1ヶ月()日、午前()時()分～午後()時()分まで農業等で就労している。

③ その他の理由

高年齢で歩行が困難であり、自動車にも乗れないため。

上記理由で、保育短時間では児童の送迎ができないこと証明願います。

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 8 年 11 月 11 日民生児童委員 民生 太郎

(祖父事業所)

証明日の記載がないものは無効

証明日 令和 8 年 11 月 11 日

(祖母事業所)

証明日 令和 年 月 日

事業所名 株式会社 マンノウ押印不要
としました

事業所名

所在地 香川県仲多度郡生間 415-1

所在地

連絡先 0877-89-7100

連絡先

この証明は、①の場合は事業所、②、③の場合は民生児童委員へ証明をお願いして下さい。